

平成22年の水濁法の改正 について (平成23年4月1日施行)

改正 水質汚濁防止法 (H23年4月1日施行) ①

(i) ルールの明確化・厳格化

その1【測定項目】

自主測定の対象項目 = 様式第1別紙4に記載した項目

※届出書の記載事項に過不足がある場合は法第7条の変更届等を行う

通常排水口から
排出される物質 や おそれがある物質
について記載

別紙4

排水の汚染状態及び量

①工場又は事業場における施設番号		第1排水口 (生産系)		第2排水口 (生活排水)	
		通常	最大	通常	最大
② 排水の汚染状態	種類・項目				
	pH	7.0	7.5	7.0	7.5
	BOD	10	15	15	20
	SS	20	30	20	25
	油脂汚濁含有量	1	2	5	5
	硫酸含有量	30	60	30	60
	硝酸含有量	4	8	4	8
	銅含有量	1.0	2.0		
	大腸菌数			0	1000
	亜鉛含有量	0.5	1.5		
	亜硝酸含有量	2.0	3.0		
	クロム含有量	0.5	1.0		
	シアン化合物	ND	0.5		
	六価クロム化合物	ND	0.2		
トリクロエチレン	ND	0.1			
<small>(※単位: pH(無単位) 大腸菌数(個/cm²) 以外のものはmg/l)</small>					
③ 排水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		50	60	10	15
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

その2【測定頻度】

1年に1回以上

※旅館業(温泉利用)の場合、ひ素等一部の物質については3年に1回以上

その3【記録の保存】

自主測定した結果の記録については、3年間保存

その4【罰則】

自主測定の結果の未記録、虚偽記録、未保存等の違反者に対しては、
30万円以下の罰金